

日本バプテスト連盟全国青年大会規約

第1章 総則

第1条 本大会は、「日本バプテスト連盟全国青年大会」(以下、「本大会」と称する。

第2条 本大会は、全国の教会・伝道所から送り出された青年の研修と交流を目的として企画・運営される。

第2章 参加者

第3条 日本バプテスト連盟に加盟する教会または伝道所の牧師または代表者の承認を得た者は本大会へ参加する資格を有する。

第4条 第3条に定める参加資格を有せずに本大会への参加を希望した者は、本大会を運営する実行委員会(以下、実行委員会と称する)の承認をもって参加資格を有することができる。

第3章 協議会

第5条 本大会の最高決定機関は協議会であり、本規約に定めることのほか、下記の内容については協議会での承認を必要とする。

- (1) 大会開催日程および大会開催場所
- (2) 決算報告または決算見込報告
- (3) 予算計画
- (4) その他、実行委員会が必要と判断した事項

第6条 協議会は、実行委員会が本大会期間中に召集する。

第7条 協議会は、第3条に該当の本大会に参加したクリスチャンが議決権を有し、その過半数の出席によって成立する。

第8条 協議会は、本規約の改正を除き、多数決による議決とする。ただし、賛否同数の場合は議長の採決による。

第9条 協議会は、議決権を有する人の中から選出された議長団により進行する。なお、議長団は議長、副議長及び書記により構成される。ただし、議長及び副議長は議決権を失う。

第4章 実行委員会

第10条 本大会を運営する機関として、実行委員会を置く。実行委員会の設置に関しては協議会の承認を得なければならない。

第11条 本規約に定めること、および協議会において承認された事項を除いては、実行委員会

が大会の運営に関する決定権をもつ。

第12条 実行委員会は6名から10名とし、立候補による選出を基本とする。立候補者が6名に満たない、または10名を超えた場合は、現実行委員会代表三役と立候補者にて協議決定し、その上で協議会の承認を得る事とする。

第13条 実行委員会内に事務局を設置し、会計および事務処理を行う。

第14条 実行委員会内には以下に定める役職を置く。また必要に応じてその他の役職を置くことができる。

- 1 委員長(1名)...実行委員会を代表し、組織の運営にあたる。
- 2 副委員長(1~2名)...委員長を補佐し、組織の調整にあたる。
- 3 事務局長(1名)...事務局の運営にあたる。

第15条 実行委員会は、委員長によって召集され、その成立には過半数の委員の出席を必要とする。

第16条 実行委員は、選出時において、議決権を有する者のうち、日本バプテスト連盟所属教会・伝道所の現在会員でなければならない。

第17条 実行委員の選出にあたっては、協議会および所属教会・伝道所の牧師または代表者の承認を必要とする。

第18条 実行委員は1大会毎に選出される。

第5章 理念

第19条 大会実行委員会は理念に基づいて大会の企画・運営を行う。

第20条 大会理念は大会実行委員会より協議会に毎年提出され、その内容を審議される。過半数の賛成が得られない場合、次大会の実行委員会は運営方針を話し合い、次大会の協議会において報告しなければならない。

第21条 理念制度の廃止が協議会において提案された場合、2/3以上の賛成をもって廃止することができる。

第6章 会計

第22条 本大会会計年度は10月1日より翌年9月30日までとする。

第23条 会計は、一会計年度毎に会計監査人による監査を必要とする。

第24条 会計監査人は、該当会計年度の実行委員会が議決権を有する日本バプテスト連盟所属教会・伝道所の現在会員を推薦し、協議会における承認を経て1名選出される。

第7章 規約の改正

第25条 本規約の改正は、協議会において議決権を有する者より発議され、審議される。

第26条 本規約の改正にあたっては、協議会において3分の2以上の賛成を必要とする。

付則 本規約は2008年8月13日より施行する。

2018年8月10日 改定